

吹田市保健所における動物の譲渡について

吹田市保健所では、保護した犬猫等の新しい飼い主を募集しております。
ご希望の方は事前に申込みをしてください。動物を保護したときに、順番にご紹介します。
お申込み後すぐにご紹介できないこともありまが、ご縁をお待ちいただけますと幸いです。

譲渡の対象となる方

- 大阪府内にお住まいの方
- 譲渡希望者の基準に適合し、譲渡時の誓約事項を遵守できる方（裏面を参照してください。）

譲渡できる動物の数

- 譲渡できる動物の数は、原則として、同一世帯の成人の人数と等しい頭数を上限とします。
- 既に動物を飼っている場合は、先住動物の頭数を含め同一世帯の成人の人数と等しい頭数を上限とします。
※災害時に人と動物が安全に避難するため、適切な飼養頭数を推奨しています。



手続きの流れ

① 再確認

飼い主には動物がその命を終えるまで適切に飼養する責任が生じます。
最期まで飼えるか、万一飼えなくなったらどうするかを、もう一度よく考えてください。

② 譲渡希望者の登録依頼

窓口持参、メール、FAX又は郵送で。
ホームページからでもできます。

次の書類で申込みをしてください。

- 動物の譲渡依頼書
※譲渡希望者が66歳以上の場合は、記名押印又は署名の必要な書類がありますので、提出方法は窓口又は郵送となります。
- 譲渡希望者の基準チェック表
- 集合住宅又は借家の場合は、動物飼養の可否を確認できる規約等の書類の写し

③ 審査・譲渡前調査

犬の場合、保健所職員が飼養場所を訪問し譲渡前調査を行います。日程調整のためお電話します。
犬以外の場合は、原則として書類審査のみを行います。

④ 登録

審査の結果により譲渡希望者として登録します。登録の有効期間は1年間です。

⑤ 譲渡対象動物のご案内

保健所に譲渡対象動物が保護されましたら電話等でご連絡します。
日程を決めて、保健所に動物との面会に来ていただけます。

⑥ 動物との面会と譲渡

首輪、リード、キャリーケース等を持参し保健所にお越しください。
譲渡対象動物との面会后、その動物の譲渡を希望する場合は、その場で講習を受けていただけます。
正式譲渡の前にトライアル飼養（2週間以内）を行うこともできます。
譲渡申請書及び誓約書を提出していただき、正式譲渡となります。

⑦ 避妊・去勢手術の実施と報告

譲渡後1年以内に避妊・去勢手術を受けさせ、保健所に報告書を提出してください。
※領収書のコピーを添付していただけます。

⑧ 現況報告

譲渡後6か月から1年以内に、動物の現況について保健所に報告書を提出していただけます。



譲渡対象者の登録基準について

- 大阪府内在住者のうち、譲渡登録を依頼する時点で18歳以上の者であること。
- 動物の適正な飼養のために十分な体力と時間的な余裕を有すること。また、必要な費用を負担できること。
- 動物の飼養について、同居者全員の同意を得ていること。
- 同居者に動物の飼養により健康を害するおそれのある者を有しないこと。
- 66歳以上の場合、譲渡対象動物の飼養ができなくなったときに代わって飼養を行う65歳以下の同居者、親族等から、誓約を得ていること。
- 動物の飼養場所として近隣に迷惑がかからず、動物の健康状態を良好に保てる場所を用意できること。猫を飼養する場合は屋内で飼養すること。また、飼養場所が集合住宅又は借家の場合は、動物の飼養が認められている旨の規約等の書類の写しを譲渡実施者に提出できること。
- 日常的に飼養場所を長時間不在としないこと。
- 動物が飼養できない住居等へ転居する予定がないこと。
- 動物を適切に飼養するための知識を有していること。また、離乳前の動物等、飼養管理に特に経験、知識等を要する動物の譲渡を希望する場合は、当該動物の飼養に必要な経験、知識等があること。
- 先住動物を飼養している場合、譲渡対象者は、先住動物に対し、飼い犬登録・狂犬病予防注射（犬の場合）、ワクチン、避妊・去勢手術をしていること。
- 譲渡時の誓約事項の内容を理解し、遵守できること。

譲渡時の誓約事項について

- 動物の健康管理に努め、病気にかかった際の看病や高齢期の介護も想定したうえで、動物が寿命を迎えるまで愛情と責任を持って終生飼養します。
- 万一、飼養の継続が困難になった場合は、責任をもって動物の世話を引き受けてくださる方に譲渡します。
- 狂犬病予防法（犬の場合）、動物の愛護及び管理に関する法律、その他の動物の飼養に関する法令を遵守します。
- 動物を適正に飼うために、常に新たな知識の習得に努めます。
- 譲り受けた動物は愛玩用として飼育し、営利目的での利用はしません。
- 動物により、人に迷惑をかけないように努めます。
- 犬は譲渡後30日以内に飼い犬登録を行い、鑑札を犬に装着します。また、年1回の狂犬病予防注射を受け、注射済票を犬に装着します。
- 犬を住居等の敷地外に出すときは、リードをつけ、放し飼いをしません。
- 猫は屋内で飼育し、屋外への自由な出入りはさせません。
- 万が一の逸走に備えて、迷子札、マイクロチップなどを装着します。
- 譲渡後1年以内に避妊・去勢手術を受け、その旨を報告します。
- 譲渡後6か月から1年以内に、動物の現況について報告します。
- 保健所が譲渡後に調査を行うときは協力します。
- 譲り受けた動物の元の飼い主が判明した場合、当該動物の取扱いは当事者間で誠実に話し合います。
- 譲り受けた動物に病気、問題行動、その他の問題が発生した場合又は動物に起因した問題が発生した場合、譲渡実施者に対して一切責任を問いません。
- 譲り受けた動物の飼養や治療に要した費用を譲渡実施者に対して一切請求しません。
- 譲渡後3年以内に飼養場所の所在地を変更した場合は、保健所に連絡します。